LEC 東京リーガルマインド

税理士事業本部

2019 税理士講座(法人税法)訂正とお詫び

税理士講座(法人税法)にて配付致しました下記教材において訂正が発生いたしましたので、該当箇所を訂正させていただきます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

〔教材名〕 テキスト1 (HU19311)

【該当箇所】P257、4 その他の留意点 (1)を下記に差し替え

(1) 中小企業者等に該当するか否かの判定は、その取得した減価償却資産を事業の用に供した日の現況により判定する(措通 $67\ 0.5-1$)。また、中小企業者のうち適用除外事業者(テキスト 2で学習)については、この規定の適用対象法人からは除かれる。

【該当箇所】P111、2(2) 図表の「申告(確定)」の日付

(訂正前) H30.5/31 ⇒ (訂正後) H31.5/31

〔教材名〕 問題集 1 (HU19320)

【該当箇所】P13、解答解説 6 差引所得に対する法人税額、差引確定法人税額

(訂正前) 33,976,320 ⇒ (訂正後) 33,976,300

(訂正前) 6,168,820 ⇒ (訂正後) 6,168,800

【該当筒所】P21、解答解説 10 法人税額計

(訂正前) 17,8978,632 ⇒ (訂正後) 17,897,632

【該当箇所】P57、解答解説 25 機械 A (1)償却限度額 ①

(訂正前)(19,000,000-15,000,000) ⇒ (訂正後)(19,000,000-15,300,000)

【該当箇所】P146、問題 61 2減価償却に関する事項(注4)の冒頭に下記を挿入

(注4) 取得日の翌月から事業の用に供しているが、…

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ: LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464 (月~金9:30~20:00 / 土・祝10:00~19:00 / 日 10:00~18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP 電話からはご利用できません。